

岬町告示第 2 4 号

町道路線の供用開始について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、令和 7 年 3 月 2 7 日から町道路線の供用を開始したので、次のとおり公示する。

また、その関係図面は、同項及び道路法施行規則（昭和 2 7 年建設省令第 2 5 号）第 3 条の規定により、令和 7 年 4 月 4 日から 1 4 日間、岬町都市整備部土木課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 4 日

岬町長 田 代 堯

路線番号	路線名	供 用 開 始 区 間
1 1 6 8	美崎苑 9 号線	淡輪 2 9 9 1 - 6 ~ 淡輪 2 9 2 5 - 9